

新年を迎えて

(独)農林水産消費安全技術センター理事 **曾 根 一 人**

平成24年の新春を迎え、皆様へ新年のお慶びを申し上げます。

昨年は東北地方太平洋沖地震が起き、大津波、原子力発電所の事故による被害が多方面に発生し、農業にも大きな影響を及ぼしました。今年は、このような災害や事故のない平穏な年であるように願っております。

さて、昨年の農業検査業務に関連する動きを振り返りますと、一つには、昨年4月以降に登録された新規化合物に対しては、有効成分の魚毒性分類をやめたことが挙げられます。これは、「魚毒性分類」が魚類とミジンコ類の急性毒性値に基づくハザードによる分類であり、一方、農薬ラベルに記載される「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項」は、急性毒性値と使用量によるリスク評価に基づき決められるため、両者に乖離のある農薬があるためです。つまり、魚毒性分類は「A類」でも注意事項は「影響をおよぼすおそれがある。」、同「C類」でも注意事項は「この登録に係る使用方法では影響がない。」といった不整合な農薬があるためです。

魚毒性分類は農薬の安全使用指導を行っている都道府県、農協等の指導者において広く活用されていることから、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)のホームページに魚毒性分類がなされていない農薬の注意事項を掲載するとともに、環境省の「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する評価書」にリンクし、魚類・ミジンコ類・藻類の急性毒性値も確認できるようにしております。また、魚毒性分類がなされている既登録農薬についても、注意事項の掲載を順次行い、平成26年度を目途に完了することとしています。

次に、作物残留試験については二つの動きがありました。一つ目は、昨年4月以降に開始する作物残留試験については、マイナー作物以外の試験はGLPに準拠して実施することが必須になったことです。

二つ目は、農薬登録申請に必要となる作物残留試験成績の例数が見直されたことです。昨年4月に作物残留試験成績の例数を見直す通知が農林水産省から発出され、具体的には、生産量が「特に多い農作物」については6例以上、生産量が「多い農作物」については3例以上、生産量が「少ない農作物」については2例以上とされま

した。なお、この作物残留試験成績の例数増の対象は平成26年4月1日以降に申請され、かつ、残留農薬基準の新規設定または変更設定を伴う申請としており、これに該当しない農薬登録申請には従前の例数(2例以上)が適用されます。

この見直しの背景には、農薬を巡る国際的な状況として、農薬の安全性試験、その評価、食品の残留農薬基準の設定等に関する国際調和が重要な課題となっている中で、欧米が中心となって新規開発された農薬のリスク評価の共同作業(Joint Review)が行われていること、経済開発機構(OECD)の農業作業部会において農薬登録やリスクの削減に関する国際調和の活動が急速に進展していることから、我が国における農薬登録制度の検討にあたって国際的動向への考慮も必要となっていることが挙げられます。

今後、農林水産省では飼料用作物の検査基準の見直しおよび家畜代謝試験・家畜残留試験の導入、また、後作物残留試験の見直し、調理加工試験の導入等について国際的動向も考慮しつつ順次検討を進めていくこととしており、FAMIC農薬検査部としては、このような動きに合わせ、新たな検査基準や試験項目に対して的確な検査が実施できる体制整備が必要となっています。このため、技術研修を強化して検査職員の資質の向上を図ることが大きな課題となっております。また、欧米が中心となり行われている共同作業(Joint Review)への本格的な参加、海外資料の直接活用の検討も行われていることから、検査職員全体のより一層の語学力向上も必要となっています。

一方、FAMICは昨年4月に農林水産大臣から新たな中期目標が示され、業務運営の一層の効率化、国民に提供するサービスの質の向上等に努め、検査など業務を的確に実施することが求められています。さらに、昨年9月には行政刷新会議の下に独立行政法人の制度や組織を見直すための新たな分科会が設置され、見直し案が取りまとめられることとなっており、厳しい状況が想定されますが、役職員一同、農薬の的確な登録検査を実施していく所存でございます。

今後ともFAMIC農薬検査部の業務に皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の一層のご発展をお祈り申し上げます。